

平成23年度 第1回ごみ処理対策委員会議事録

日 時 : 平成23年4月26日(火)

9時30分 ~ 11時30分

場 所 : 市役所こども保育課2階 会議室

1. 開 会

省 略

2. 会長あいさつ

省 略

3. 議 事

(骨子の1について)

○会 長 それでは事務局から別途資料が配布されておりますが、23年度第1回ごみ処理対策委員会配布資料1、2、3、4とございますが、その中に骨子1、2、3とあります。事務局のほうから資料1、2、骨子1を含め資料の説明をお願いしたいと思います。

それでは浜口主幹から説明をお願いいたします。

○浜口主幹 それではご説明申し上げます。

これからご説明する骨子につきましては、全体的な考え方、実施団体への補助金交付のあり方、資源組合への補助金交付のあり方、この3つに分かれております。最終的な答申案につきましては、この3つを合体することとなります。

今回は3つに分けたそれぞれについて、詳細にご説明をした後にご審議をいただきたいと存じます。

それでは私から骨子の1につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料No.1をご覧ください。

骨子の1は、再資源化物集団回収事業の全体的な考え方を示しております。

- (1) ごみの減量化・再資源化を推進するためには、市民・事業者・行政が互いに協力・尊重し合いながら、共に取り組む「協働」が不可欠である。
- (2) 三者の役割を適切に組み合わせ、それによって得られる相乗的な効果を出来るだけ大きくしていくことが重要である。
- (3) 今後も集団回収を行政回収の補完システムに位置づけて事業の継続・拡大を積極的に推進し、更なるごみの減量化・再資源化を図りながら、その回収量を高めていくべきである。

それでは答申案を検討する上での資料をご説明申し上げます。最初に、図でお示しいたしました「再資源化物集団回収のながれ」につきましてご説明を申し上げます。下の表をご覧ください。この表の中では4つの主体が書かれてございます。各家庭、実施団体、市、回収業者、この4つの主体につきまして、その流れを矢印で示してございます。濃い矢印につきましては、お金の流れを示してございます。まず右上の実施団体をご覧

願います。表の中には記載してございませんが、まず実施団体、これは区・自治体、子ども会、シニアクラブ、PTA とございますが、毎年 4 月に市に実施団体の登録を行います。つまり今年集団回収を行う実施団体として登録をするということです。この段階で、実施計画、実施場所、役員名簿等をそろえて市のほうに提出します。この提出をいたしまして、市のほうで認めまして集団回収が始まるということでございます。

この実施団体ごとに決まりがございますが、まず実施団体が集団回収を行うに当たりましては、各家庭の協力が必要になります。この各家庭が再資源化物を実施団体が決めました場所、あるいはご自宅の門の前、あるいは玄関前に再資源物を置くというような協力が行われます。

実施団体は、自治会回覧とか、子ども会、シニアクラブであればその会報を通して、毎月第何曜日、何時から集団回収を行いますのでご協力をお願いしますという広報活動が行われます。それに基づきまして、各家庭が協力をして再資源化物を提供されるということです。

左一番下の市でございますが、市は各家庭に協力要請をいたします。啓発・普及活動、これは市のホームページとか市政だよりを通じまして、各家庭への協力を求めています。

そして右上の実施団体でございますが、そういったごみの減量化、再資源化物を目的とした集団回収を実施いたします。この中には会員相互の親睦とか、各団体の活動資金に活用するという目的もございます。集まった再資源化物を右下の回収業者に売却をいたします。売却をいたしますと、回収業者がそれを引き取りリサイクルする。問屋等に売却をするというかたちになります。

そして実施団体と回収業者は年に 3 回実績報告と補助金申請を市に行います。これに基づきまして、市が実施団体と回収業者に補助金を交付する。こういった流れになってございます。

次に 2 ページに参ります。2 ページの 2. 「集団回収を行政回収の補完システムに位置づける」ということでございますが、この項目をご説明する前に、資料 No. 2 の「集団回収と行政回収の比較表」についてご説明いたします。

資料 No. 2 をご覧願います。集団回収と行政回収を比較したものでございます。

集団回収の内容でございますが、実施団体が現在 79 ございます。そして回収業者 11 事業者が行っている資源組合でこれはひとつ。回収量は 1,219 t、補助金総額は 11,245,065 円、これは平成 21 年度の実績でございます。行政回収ですが、市内全域で週 1 回収をしております。回収量は 3,968 t で事業額は 128,617,649 円となっております。この事業額でございますが、こちらは売却代金を差し引いたものでございます。つまりこちらで、委託先で事業を行います、それを売り払います。それを差し引いた実質的な経費がこの金額ということでご理解をお願いいたします。

次にメリットでございますが、前のご説明したとおり集団回収におきましては、コストの削減、資源物の品質向上、地域コミュニティの活性化、環境意識の向上、こういったメリットがございます。

これに対しまして行政回収を少し詳しくご説明いたしますと、多品目を同時に回収す

ることが出来る。紙類、繊維類、びん、缶、ペットボトルの同時回収を行っております。次に週1回の回収を行っている。全地域で週1回ですので、月4回の回収を行っております。市内全域を網羅している。約1700ヶ所のごみ集積所で回収をしておりまして、市内全域を網羅しております。

次に※ですが、全体として市民サービス度、顧客満足度が集団回収よりはるかに高い。このCSですが、Customer Satisfaction というものでございまして、これを日本語に直しますと顧客満足度。市ではこれを Citizen Satisfaction と名前を変えてまして、市民満足度というように考えてございます。どういったことかと申しますと、顧客・消費者、こういったものの要望や嗜好を中心に捉える考え方でございまして、生産性とか効率を多少犠牲にしても、顧客満足度を高めたほうが結果的によいという考え方に基づくものでございます。全体的に行政回収のほうが集団回収に比べて市民サービス度が高いというメリットがございまして。

次にデメリットでございまして、これはそれぞれの裏返しの部分でございまして、ご説明を申し上げます。まず集団回収のデメリットでございまして、組織力の低下による回収活動の停滞ということがあります。これは、子ども会は少子化により、また、区・自治会は加入率の低下により、それぞれ弱体化している状況にある。そして核家族化や地域のきずなの弱まりなどによりまして、リーダー的存在が減少しているというデメリットがございまして。

次に限定的な回収品目、実施団体のうち主要2品目、紙類と繊維類でございまして、この2つを合わせて回収している団体は79団体のうち43団体でございまして。なお、1品目、例えばペットボトル、金属類、繊維類、食用油、こういった1品目だけを回収している団体は16となっております。先ほどご説明した行政回収のメリットの裏返しでございまして、行政回収では多品目を同時に回収するということに対しまして、集団回収ではこういったデメリットがございまして。

次に少ない実施回数、実施団体のうちほぼ毎月回収している団体は79団体のうち56団体でございまして。行政回収が週1回、市内全域の集積所で回収しているものとはちょっと違うということでございます。

次に行政回収のデメリットでございまして、多額の収集運搬コストが掛かる。収集運搬費や中間処理費に多額のコストが掛かっており、売却費を差し引いてもその額は膨大である。先ほど申しました、1年間の事業額は128,617,649円掛かっている状況がございまして。集団回収の裏返しでございまして、集団回収では各実施団体の人件費が0でございまして。また廃品回収業者に収集運搬を行っていただきますので、それについての金額がいらぬ。そういったことから行政回収は裏返しとして多額の収集運搬コストが掛かっているということでございます。

それから資源物の品質低下、ごみ集積所に排出することから、資源物は売れる＝ごみではないという意識が低い傾向にあり、集団回収に比べて低品質の傾向にある。これも集団回収の裏返しでございまして、集団回収の場合には、その出された再資源化物を売るという前提がございまして。市民に協力をいただいて、団体が回収したものについては、品質が高いということは当然でございまして。それに対しまして行政回収の場合には、ご

み集積所に資源物として出すのですが、通常の燃えるごみとか、不燃ごみとかが置かれるところに置くため、排出者の意識がそれほどではないということから、品質の点で若干の難があるということでございます。

こういった集団回収と行政回収を比較した上で先ほどのところに戻りまして、ご説明を申し上げます。

それでは資料 No. 1 の 2 ページ、2. 「集団回収を行政回収の補完システムに位置づける」ということにつきましてご説明を申し上げます。内容につきましては、先ほどご説明いたしました比較を踏まえたものとなっております。

行政は約 1700 ヶ所のごみ集積所で回収しており、市内全域をカバーしている。また、週 1 回、紙類、繊維類、びん、缶、ペットボトルの同時回収を行っている。このことから市民サービス度が集団回収よりはるかに高いといえる。

一方、集団回収は収集運搬も中間処理も民間業者が行うため、その分のコストが削減できる。また、一般的に集団回収の資源物のほうが、行政回収よりも品質が良いといわれている。品質がよければそれだけリサイクル可能率も増加し、リサイクルの向上が図られる。そのほか、地域コミュニティの活性化や環境意識の向上を図ることが出来る。

以上のことから、集団回収を行政回収の補完システムに位置づけて事業の継続・拡大を積極的に推進し、集団回収量の割合を高めていくものとする。というものでございます。

次に 3. 「集団回収と行政回収の比較」についてご説明をさせていただきます。先ほど資料 No. 2 の「集団回収と行政回収の比較表」の概要欄で触れた内容ですが、改めてご説明を申し上げます。この表は集団回収と行政回収の回収量と事業額を比較し、集団回収と行政回収を合算した全体回収に占める割合等を表わしたものです。

集団回収の回収量は 1,219 t で全体回収の 23.5% を占めています。ほぼ市内のご家庭から排出している資源物の 4 分の 1 を回収しています。これに比べて全体回収事業額に対する集団回収の事業額割合は 8% と極めて少ないものとなっております。ただ、この事業額の割合でございますが、あくまで数値として示したものでございまして、集団回収をすべて取りやめて行政回収を行った場合に、事業費がどれくらいになるかということの数値化ができないために、あくまでも現状を反映する数値であるということをご理解願いたいと存じます。

以上、討議資料につきましてご説明を申し上げます。この 1 から 3 の項目に基づき、全体的な考え方を構築したものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(質疑応答)

○会 長 はい、ありがとうございました。3月の資料から見ますと、資料1の骨子の全体的な考え方の説明が省かれていますので、前の資料を見ながら議論していただければと思いますが、前と比較して質問していただければと思いますのでお願いします。

ただ今の事務局の説明でどうでしょうか。何かご質問、文章の内容とかありましたら

ご質問をお願いします。

○梅澤委員 集団回収の割合を高めていくことにするというような項目があるのですが、市としては、例えばどういう形で集団回収を増やすような働き掛けをするのですか。そういう形は実際行われているのでしょうか、その辺を説明いただければと思います。

○浜口主幹 先ほど討議資料の1、「再資源物集団回収のながれ」でご説明したところでございますが、市は各家庭に啓発・普及活動を行っています。市ホームページ、それから市政だより、こういったもので集団回収を活性化しようということに取り組んでございます。特に昨年度から今年度にかけて、毎月1日号に「ごみ減量活動最前線」という記事を載せまして、皆さんご承知かと思いますが、2分の1ページを使いまして、集団回収の実施団体をご紹介します、実施団体の代表者あるいは実践者、そういった方々に「集団回収はとてもいいことですよ」ということを市民レベルから啓発をしていただくといったことにも取り組んでおります。今後とも引き続き集団回収量を高めるために、更なる啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

○会 長 はい、ありがとうございました。私から質問があるのですが、行政回収の回収量が集団回収量の4倍ぐらいですが、事業額割合としては8%ですよね。金額的にはたぶん億の単位まで、そこまでは急にはならないと思いますが、トン数が少ないから。事業額は回収量の割合からいってかなり少ないので、これを各団体が部分的に回収しているものですから、これをいかに増やして各集団回収の団体に取り込めるかどうかということ、ひとつは部分的に油とか。その他はペットボトルとか空き缶、いろいろやっている団体もありますから、単一品目で行っているところもありますから。いかにPRして、広報だけで反応はどうでしょうかね。

○浜口主幹 おっしゃるとおり先ほど説明したところですが、現在、1品目だけを集めているところの団体数をお示ししたのですが、特に食用油、これは1団体です。それからペットボトルにつきましては、小中学校16校、こちらがペットボトルだけを扱っています。また、紙類や繊維類等を取り扱っている主要品目、先だつての会議でご説明したとおり、紙類につきましては90%以上が再資源化物の中で占める割合でございますので、紙類が中心になるのは否めないところでございます。その他、びん、缶等につきましても、なるべく回収をしていただくような方向で考えたいとは思っておりますが、ただ実施団体の手法につきましては、こちらのほうからなかなか言えないものがございますが、更なる啓発を図ってまいりたいと考えております。

○会 長 はい、分かりました。そういうような事情があるものですから、今、梅澤委員から質問がありましたように、団体ごとの拡大は難しいかもしれませんね。これからどうもって行くか。広げていくことが出来るかどうかですけれどもね。

他にご質問がありましたらどうぞ。

○梅澤委員 今出た中で一番多いのは紙類だと思うのですね。出るのはですね。これまで感じているのは紙の中で雑紙というのですか。その辺の区別と言うのですかね。要するにもう少しPRしていただければ、雑紙をもう少し皆さんが認識してもらえれば、生かせるごみも多分に出て、それが再利用できるのではないかと思えるようなものが多々あるような感じもするのですが、その辺いかがなものでしょうか。

○浜口主幹 紙類の中の雑紙でございますが、現在のところ例規上、回収することが可能です。ただ現在、お金となるものとして、新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、こういったものがございますが、今後その他の紙類の中に雑紙を入れられるかどうか、こういったことも資源組合と検討してまいりたいと考えております。

○会 長 はい、分かりました。来る途中で、ごみ集積所が気になりまして回って見ますと、前に配った市の配布の紙袋がありますね。あれにいっぱい入れて出しているところがあるのですよ。集め方が分かっていない。十字に縛って、本当は出さないといけない。それがありましたので、気にはなっていたのですが、まだPRが不足なのかなと思っています。雑紙の集め方についてね。そういう感じがしました。

○奥山委員 私、資源組合なのですけれども、現在、雑紙は扱っております。もう既にやっております。市の広報紙などにも必ず出してもらって、縛り方とか、出し方とか、現にやっております。これは他市町村もほとんどやっているのです、今は。千葉市もやっていますし、富里市も八街市もやっています。これからそれをどんどんやってもらえれば、どんどん量も出てくると思います。

○会 長 そうですか。今、浜口主幹からありましたように混じっちゃうと駄目なのですね。雑紙は雑紙というような形に。

○奥山委員 例えばティッシュペーパーのようにプラスチックが付いているもの。そういうものが入っちゃうと駄目なのです。紙だけであれば問屋さんも引き取ってくれますからね。

○会 長 別にしないとイケないのですね。雑紙としないと。

○奥山委員 そうですね。今、紙袋に入れて十文字に縛って出してもらえるように市ではそういうことをやっていると思います。

○会 長 これに出しちゃうと駄目なのですね。1回で終わっちゃうから。

○**奥山委員** それにいっぱいにしていただいて、それで出していただければ済むのですけれども。

○**会 長** これはもうないでしょう。どうぞその件で続けていただいて。

○**浜口主幹** ごみの行政回収と集団回収とが少し混同されているところがございます、行政回収につきましては雑紙回収を行っています。今後、行政回収ではなく集団回収の範疇の中で雑紙を回収出来るのかどうか、こういったことにつきまして、資源組合との話し合いをさせていただく、ご協力を願う形で考えるということでございますので、ご理解をよろしくお願いします。

○**会 長** 今の話で、集団回収でも集めて同じルートで販売が出来るかということですよ。その方法として 79 団体、全部ではないかもしれませんが、PR 出来ればそっちに出してもよろしいということになりますね。

○**奥山委員** そうですね。

○**会 長** はい、分かりました。何か他に。今の件でご質問ありますか。

○**大倉委員** 別の件で。別件ですけれども。

○**会 長** 今の資料 1、骨子 1 の内容でお願いします。

○**大倉委員** 1 ページの表に記載してあるのですが、回収業者に補助金を交付するというのがちょっと解せないんですけどね。実施団体への補助金の交付というのは、これは理解できますけど、どうして業者にこの補助金を出さなければいけないのかなと素朴に感じたのです。

○**浜口主幹** 過去に遡って恐縮なのですが、前回、皆様のご理解度を高める目的のために、第 2 回会議を 3 月 17 日に開催させていただきました。その中で資源組合への補助金について、どうしてこれが必要なのかについて詳しくご説明したところでございます。またそのときの資料を見ていただくと分かるかと思うのですが、そのときに、前回の No.2 のところに、実施団体及び資源組合への補助金の交付、そういったことをご説明したところでございます。

更に説明を加えますと、資源組合への補助金については、集団回収の実施を行うために不可欠である。つまり市況が悪化したとき、それから団体によって回収量が極端に少ないとき、こういった場合には廃品回収業者は二の足を踏んでしまいます。例えば前回の会議の中で、奥山委員のほうからご説明があったことはご記憶にあるかと思いますが、

逆有償の場合がございます。逆有償と申しますのは、資源物を本来、廃品回収業者が回収して、問屋に卸すのですが、そのときに問屋からお金をもらえずに、問屋が逆にお金を取るという状況です。そういった状況が過去にございました。奥山委員が先だっでの会議でご説明のときに、特に雑誌類、これは長い間逆有償という時期がございました。集団回収が市況とか、そういった状況にもかかわらずうまく回転していく。そういったためには、資源物を回収業者にも補助金を交付し、安定した事業を継続していく。そういった主旨のもとに行っているものでございます。

なお、こちらの資源組合、いわゆる回収業者への補助金につきましては、骨子の3で、後でまたご説明を申し上げますので、そのときに何かございましたらご質問をよろしくお願いいたします。

○会 長 3月17日の資料に細かく載っております、市況が変動しますと。業者の方がそれに対応して溜め込むとか、いいときに売ればいいのですけれども、そうはいきませんので、逆有償というのが、これは市況の流れの中では避けて通れないものですから、長い月日でプラスマイナスでプラスになればいいじゃないかといっても、ここになかなかならないわけですね。そういう点が問題かもしれません。マイナスになったら補助金支給ということになってしまうのかもしれないですね。

他にご質問がありましたら。

○梅澤委員 今の話なのですけれども、3月17日に会が開かれましたね。それで議事録を今日いただいたわけなのですけれども、お忙しいでしょうけれども、議事録をもう少し早くいただけると。恐らく見直して意見も違ってくると思うのですけれども。忙しいのは分かるのですが、できるだけ会議が始まる何日か前にいただくと、それを1回読み直して、こういう場に臨むことが出来るのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○浜口主幹 おっしゃるとおりでございます。なるべく早く議事録を皆様にご提出すべきところでございますが、ご承知のとおり、ここのところ1ヶ月ごとにやっておりますので、なかなか事務が間に合っておりません。また5月の中旬・下旬にやるタイミングにも、大変恐縮なのですが、議事録が間に合わない可能性が高うございます。その点は何とぞお含みおきをよろしくお願いしたいと思います。なるべく努力いたします。

○会 長 はい、分かりました。今日の資料と、17日の資料を合わせて見ればおおよそ内容は分かるのですが。

○梅澤委員 集団回収を増やすということですが、市としてはどの程度が理想的な割合なのか、これはいかがでしょうか。

○浜口主幹 現在のところ目標というのは立てておりません。具体的な目標は立てておりませんが、集団回収量をどんどん高めることによって、当然ながらごみの行政回

収量は減ると思います。長い目で見ますと、ごみのパイというのはそれほど変わってまいりませんので、行政回収と集団回収の割合を少しずつ変動させることによって、経費の節減が出来るということ。それから資源の有効活用が出来るということ。こういったことから量を高めるといふところまで設定しておりますが、具体的目標値は現在のところ立てておりませんので、その点につきましてはご了承いただきたいと思います。

○会 長 そういうことで集団回収の団体も、市況を見ながらという時期になっているのかもしれませんが。ある程度リーダーの人が、今いいときに集めてというのを団体の中でPRしてもらおうと、いっぱい集まってくるのだらうと思うのですね。そういうかたちで、悪いときに集めないというのではまた困るわけですからね。そういうのが臨機応変にできれば思うのですが。市の集積所で集めるものは、お金が1億以上掛かっていますので、それを集団回収で、地元の活性化というのが前の議事録にありましたが、そういう目的ですから。ぜひそれは集団回収の回収量が増える方向でPRしていく必要があるのではないかと思うのですが。

○奥山委員 回収量が増えるのはうれしいことなのですが、要するに小さな回収は例えば20軒ぐらいでやってもらおうと。私は四街道市では回収業者としての回収をやっておりませんが、他市町村ではやっているのですね。他市町村では70軒以上、そして300kg以上と、このような決め事もしているのですね。小さな団体をポツポツ作ってもらっても割に合わないわけなのですよ。時間と経費が掛かって。そういうことも考慮に入れてもらわないと。何でもいからやりましょうというのであればちょっと困ります。

○会 長 拠点が大分細かくなってきましたと、実施団体が少しずつ集めてもなかなか量がまとまりませんので、その辺は十分気をつけないといけませんね。

○中村委員 私から要望なのですが、私はみそらの中で2団体、いわゆる老人会と自治会、月に2回やっております。それなりの効果があるように思っておりますけれども、残念ながらまだまだ資源ごみの中に、今日も出ていますね。我々から見るとお金に見えちゃうのですけれど、非常に情けないものがあります。自治会の中でも、楓会の中でも、一応皆さんに協力をしてくださいと。これは我々のお金にもなるし、市の財源にも貢献するのだということを言ってありますので、啓発活動をもっと強力で押し進めていきたいなど。また何か我々に出来ることがあったら文書をいただけたらなど感じております。よろしくお願いします。

○会 長 はい、分かりました。他にご意見ご質問がありましたら。

無いようでしたら、次の資料3のほうにいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○浜口主幹 今回の骨子で承認していただけるかどうかご確認していただきたいのですが。

○会 長 そうしますと、資料1、2、骨子1について基本的な考え方は、今の議論を入れて事務局でまとめますので、今の議論でよろしゅうございますかね。

[よろしいです]

○会 長 全員賛成ということで了解されましたので、まとめさせていただきます。基本的には集積所の回収の量が減ってきて、市の出費も少なくなって、集団回収の売り上げが増えて、それが地元の住民の活性化につながればいいわけですからね。そういう方向で進めていくのがいいのではないかとということです

(骨子の2について)

○会 長 それでは資料3について、事務局から説明をお願いいたします。

○浜口主幹 それでは骨子の2についてご説明申し上げます。お手元の資料 No.3 をご覧願います。

補助金の交付先は区・自治会や子ども会、シニアクラブ、PTAなど集団回収の実施団体と廃品回収業者で構成される資源組合があります。この骨子には実施団体への補助金のあり方についての内容となっております。

(1) 今後の補助金については、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付するとの基本的な考え方に立ち、実施団体の排出過程での困難さに着目すべきではない。

(2) ペットボトルについては過去の経緯を考慮し、激変緩和措置を図りながら他品目との整合性を図るべきである。

(3) 市民の協力度が高く、かつ実施団体の負担が大きい拠点回収を行っている団体には補助金を加算することが望ましい。

それでは資料のご説明を申し上げます。まず討議資料の1番、補助金の交付内容につきまして説明します。表をご覧願います。

3月17日にも詳しくご説明したところで恐縮でございますが、重複説明させていただきます。紙類、牛乳パックは1kg当たり8円、その他の紙類である新聞、雑誌、ダンボール、繊維類、びん類、金属類は1kg当たり5円、ペットボトルは1kg当たり33円、食用油は1リットル当たり8円、このように各品目によって変わってございます。

まず排出過程の困難性に着目しているのが牛乳パックと食用油です。他の5円よりも3円高く設定をさせていただきます。これは牛乳パックの場合には切り広げて洗っていただきます。そして平たく延ばしてそれをまとめて縛っていただく。この牛乳パックというのはご承知のとおり1リットル用のボトルでございまして、中にアルミなどが使われて

いるものを除かせていただきます。それから食用油ですが、油という困難性に着目いたしまして、他の品目の5円よりも3円高くなっています。

(1) ではこういった排出過程の困難さに着目することが必要ではないのではないかと。つまり集団回収を行うという行為に対しての補助金であることから、品目別にその金額を変えるべきではないのではないかとということでございます。

それからペットボトルについてですが、(2) で述べているところでございますが、現在、小中学校の協力を得まして、集団回収で行うということで、平成11年度に追加したものでございます。

当時は市内の16ヶ所の拠点でペットボトルを回収しておりました。これはスーパー等の小売店とか、公共施設、こういったところで行っていたのですが、平成18年11月からはご承知のとおり行政回収で行っているのはご存じかと思えます。

こういった過度期にこのペットボトルの集団回収を開始したという経緯がございます。1kg当たり33円という単価設定の根拠でございますが、まずボトル洗浄が必要であること、それから他品目に比べて容量が大きいこと。こういった排出過程の困難性から当時1.5リットルサイズのペットボトルが主流でございましたので、これを1本2円で重量換算したものでございます。当時は1.5リットルのペットボトルが16.7本、これで1kgでございました。この1本2円で重量換算しますと、2円×16.7本で33.4円になります。このことから1kg当たり33円と設定した理由でございます。これが2番のペットボトル単価についての説明でございます。

次に3番の拠点方式と各戸方式、これについて説明申し上げます。1ページから2ページにかけてでございます。

拠点方式と申しますのは、集会所とか区域内に数カ所拠点を設けまして排出者である市民の皆さんにそこまで再資源化物を運んでいただいて、集められた再資源化物を回収業者が回収するという方式です。各戸方式と申しますのは、排出者である市民の皆さんがご自分の家の玄関前、あるいは門の前に再資源化物を出しておきまして、基本的には回収業者が玄関先、あるいは門の前に置いてある再資源化物を回収するという方式です。

それぞれの特徴を(3)でまとめてございます。表をご覧ください。

拠点方式と各戸方式のそれぞれの負担の大きさを示しております。

まず排出者、こちらは市民でございますが、排出者の負担を考えますと拠点方式のほうが大きい。各戸方式のほうが小さい。つまり排出者である市民が拠点回収の場合には自宅から拠点まで再資源化物を持って行くという行為があります。各戸方式の場合ですと、その再資源化物を玄関前あるいは門前に置くことによって回収される。このことから排出者の負担は拠点方式のほうが大きく、各戸方式のほうは小さいということになります。

それから実施団体の負担につきましては、拠点方式の場合には例えば集会所1カ所にするとか、区域内に10カ所程度の拠点を設けて赤い旗を付けておくとか、そういった作業がありまして、実施団体の負担が大きくなります。各戸方式の場合ですと、基本的には回収業者が各家庭を回りますので、実施団体の負担が拠点回収に比べて小さいと考えられます。それから回収業者の負担ですが、拠点方式、例えば極端な例になると地区

集会所1カ所にまとまっている再資源化物を回収するのは非常に労力が少なくなります。

各戸方式になりますと、回収業者がグルグルと地域内を回りますので、回収業者の負担は大きい。こういった特徴がございます。

ここにも書かれているのですが、平成21年度で見ますと、拠点方式を採用している実施団体は41団体、79が全実施団体でございますので、拠点方式を採用しているのが51.9%となっております。拠点方式をとっているところでは実施団体の負担が大きいということから、こういったところには補助金を加算するのがいいのではないかという考え方でございます。

それから次に4番でございますが、主な市の実施団体への補助状況が、記載されております。こちらは21年度でございます。

ここでみますと、(1)で排出の困難性によって品目ごとに金額を変えるべきではないのではないかという関係がこの表に如実に出ているかと思えます。例を挙げますと、千葉市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、白井市、印西市、八千代市、富津市、船橋市、すべて品目に着目はしてございません。すべて品目が3円から10円になってございます。

こういった私どもで調べたところでは、この表の全市が、品目に関わらず統一の単価を設定してございます。四街道市の場合には特異でございまして、先ほど申しました排出過程の困難性によって牛乳パックとペットボトル、ペットボトルはちょっと置いておきまして、食用油に着目をしていると。集団回収の補助金のあり方というか、そういうところからいきますと、集団回収を行っていただくという行為について1kg当たりいくらかというのが本来平等なのかということも考えられます。そういったところから品目には着目するべきではないという考え方を示したところでございます。

更にご説明を加えますと、一番上の千葉市では拠点回収団体へは月500円加算してございます。こちらにつきましては、さきほどの(3)でご説明したところが千葉市では行われているということでございます。

それから成田市でございますが、成田市の場合にはペットボトルにつきましても、すべての品目と同じでございます。

この1番から4番の項目に基づきまして、実施団体への補助金交付のあり方の骨子をお示ししたものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(質疑応答)

○会 長 今回の事務局の説明のとおり特に千葉市は一番量的には多いのですが、全部一本にしますと、団体に加算というのが必ずついてきますのでね。その辺が四街道市の場合、今のご説明のとおりで各家庭で負担が増えたり減ったりしますので、この辺をどういうものでまとめるかということになると思いますが、質問がありましたら。

集積所を見てみますと、決められたとおりやっている人は牛乳パックもちゃんと開いてひもで縛ってありますね。雑紙も分けている住民がいればいいのですけれども、回収

業者の方から見るとまだ問題があるかもしれません。ペットボトルの水洗いでも中を洗っていない、液が残っているのもありますのでね。その辺はこれから PR していかないと何ともいえません。

○梅澤委員 拠点の団体が 41 ということですね。四街道市の場合は。千葉市みたいにそういう手間隙かけるので、例えばその手数料としていくらか出来れば増える状況なのか、市の皆さんが、例えば各自治会を回られて拠点回収の依頼をされているようなところがあるでしょうから、その辺の声はいかがでしょうか。

○浜口主幹 集団回収を行っている実施団体につきましては、団地のところとか、団地といえないところとか、いろいろなところがあるのです。その皆さんの実施団体の状況に応じて集団回収が行われているのが実情でございます。特に子ども会ですと、拠点回収が多いです。子どもたちが、親御さんと一緒になってその拠点まで持っていく。区・自治会の中ではかなり大きく 2 つに分かれます。皆様の区・自治会の中の意識の問題がございまして、ご自宅の前に置くのであれば協力するよというところもあれば、私どものところでは集積場まで、あるいは区・自治会の集会所まできちんと持っていくよということで、お決めになることとございます。この集団回収を行っている実施団体の方々に、それぞれの背景がございまして、ぜひとも集団回収は拠点回収でお願いしますというのはなかなか難しいようでございます。ただ行為として行っていく中で拠点回収のほうが各戸回収よりもかなり皆様のご協力度が高いのが事実でございますので、そういった団体に少し加算をすべきかな、という主旨のもとでこの加算を考えているところでございます。

○中村委員 資料 3 の 3 番の、加算をすることが望ましいという意見なのですが、今の私たちの考え方、現状では今私たちは各戸でやっております。これも拠点に持って行きますと多分、協力を得るのが難しいと思います。毎週水曜日の資源物の日に出ていってしまうという、ですからこれは難しい。一概にはこうしようという話が出来ないし、補助金も出す活動も難しい問題ではないかなと。もっと詰めないで、今の現状でも協力度があまりない点で、こういうお金を出してやっていくとなると、ちょっと議論は違ってくるのではないかなと感じています。

○難波委員 紙類とかを拠点のほうに持って行くことを聞いて、物の大きさによって大変かなと思います。それから補助金のあり方ということでお話が出ておりますが、この品目ごとに金額を変えるべきではないというような話がありましたけれども、私もそれに賛成です。私のほうの集積所には、見ておりますと、牛乳パックなどはあまり出ていないのです。皆さん燃やしちゃうのかなと。うちぐらいしか出していないのかなと。紙も十字に縛って出す人は非常に少ない。ダンボールとかはよく出ていますけれども。私はこの値段のこと、金額が多いというのは何か利用価値とかそういうのを思ったりしたのですが、他のこちらの市のほうでは皆さん同じ金額でやっているということ

なので、私もそれで同じようにすることに賛成です。

○会 長 持っていくのがかさ張ったり、大きくなったり、洗う手間があると、可燃ごみの方に入れちゃったりされると、回収量が減ってきますよね。それで集積所の量が増えたりしますので、集団回収のほうがなかなか盛り上がってこないというのが実情かもしれないですね。それを何とか、こういう団体の補助金を極力 PR して増やしていく必要があるということですよね。

○浜口主幹 拠点回収への加算につきまして、私のほうのご説明が舌足らずだったので再度申し上げますと、集団回収を行う団体には拠点回収と各戸回収がある。どちらにされてもメリットがございます。ただ集団回収を行っている実施団体の活動に着目しますと、当然、各戸回収よりも拠点回収のほうが苦労は多いわけです。そういった活動をされているところには少し加算をしてあげようという考え方なのですね。拠点回収や各戸回収というのは各実施団体が一番やりやすく、そして一番集められるものと考えていただいて、その中で拠点回収を選択されて頑張っているところにはその分だけ少しは加算をしてあげたいという考え方でございますので、もう一度くどいようですが説明させていただきました。

○梅澤委員 私としては必要性があると思うのですね。だけど資料を見ますと、(1)に「着目すべきではない」と書いてありますので、「今後の補助金については」とありますね。

○会 長 資料3の(1)ですね。

○梅澤委員 ええ。その辺はなにかちょっと反するような感じもするのですが。私としては、補助金は必要があると理解しております。

○浜口主幹 (1)につきましては実施団体の排出過程、つまり品目によって排出過程の困難さに着目すべきではないといっているのです。それから(3)の「補助金を加算することが望ましい」というのは、その行為、いわゆる実施団体の活動に対して着目した部分でございます。(1)については品目ごとに着目すべきではないだろう。ただし(3)では実施団体の活動については、活動の負担の大きい拠点回収に対して加算しようと、こういった考え方でございますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○会 長 回収の拠点に対してその出てきたものが評価されるわけですから、市況によって。それについては変動がありますけれど、やっぱり補助金を対象とすべきではないかということです。

○大倉委員 補助金ですが、これは4種類ほど出ているのですけれども、これの見直し

というのは、どのくらいの頻度でやられるのか。どんな理由が発生したときにこういう単価の見直しというのはやられるのですか。

○浜口主幹 骨子の3で詳しくご説明するのですが、資源組合への補助金というのは市況の変動に応じて価格は変わってきます。こちらの実施団体への補助金というのは奨励金という考え方とさせていただきたいのです。

○会 長 努力してくださいという費用ですか。

○浜口主幹 つまり実施団体への補助金は市況に関わらず奨励するためにお金を出しているのです。例えばそこに私どもの市の財政状況だとか、そういうことによって補助金の見直しを図るとかは考えられますが、それ以外に経済状況等を勘案するとか、そういったものはございません。検討するということは基本的にはその奨励金という意味合いの度合いをどこまで考えるかによって変えることがあっても、経済とか世の中の移り変わりによってこの金額が変動するということはございません。

○会 長 一定の奨励金で、その市況が変動してもそれは変わらないという意味ですね。では今の内容につきまして、特にご意見が無ければ、こういう内容で叩き台としてまた次回まとめしていくつもりでおります。よろしいでしょうか。それでは次の説明に移りますので。

[はい]

(骨子の3について)

○会 長 それでは資料の4、骨子の3の説明をお願いします。浜口主幹どうぞ。

○浜口主幹 それでは骨子の3についてご説明申し上げます。お手元の資料 No.4 をご覧願います。

資源組合につきましては、再資源化物集団回収事業補助金交付要綱の第2条の第3項に規定されておりまして、実施団体が回収した再資源化物を引き取る業者が複数集まって組織した組合のことをいいます。具体的には13の廃品回収業者で構成されている四街道市再資源化事業協同組合が資源組合として市に登録をしております。

それでは骨子案を読み上げさせていただきます。

- (1) 現行においては、市況が悪い時期や回収量が少ない場合などに回収すると損失が生じることになることから、集団回収の安定的な継続策として、原則として回収費用と売却金の差額について交付している。
- (2) 現在の方式は市況の悪い時期や回収量が少ない場合などに即応できておらず、収益と損失の状態を明確に把握することが困難である。

(3) 今後の補助金については、回収業者の安定した営業活動と資源組合への再資源化物集団回収事業に係る事務費に明確に充てられるようにするべきである。そのためには、現行の単価方式を見直すことを含めて、整合的かつ合理的な制度になるように検討すべきである。

ここで若干の補足説明を申し上げます。

(3) の1行目の後半でございますが、資源組合の再資源化物集団回収事業に係る事務費ということでございますが、先ほど申し上げたとおり13の廃品回収業者が集まって、四街道市再資源化事業協同組合が結成されています。その再資源化事業協同組合の内の11業者が現在資源組合の中で四街道市の集団回収にご協力をいただいております。そうしますと11事業者を束ねる資源組合が四街道市内に組織をおいて臨時職員等を雇い、集団回収の事務をしていただいております。資源組合は回収業者11事業者を束ねる資源組合の本部だということからこのように表示をさせていただいたところでございます。

それでは討議資料の1「補助金の交付内容」でございますが、現在、紙類、繊維類、びん類、金属類はすべて1kg当たり4円で行っており、ペットボトルにつきましては、1kg当たり70円で行っていただいております。

次に「補助金の変遷」でございますが、平成8年度に1kg当たり紙類、繊維類、びん類、金属類は3円から始まりまして、平成10年度に1kg当たり5円に増額をしております。これは市況の悪化があったためでございます。

それから平成11年度は1kg当たりペットボトル100円を追加しております。これは平成11年度に実施団体が、先ほどご説明しました小中学校16校のご協力によって行ったものでございますが、この当時はペットボトルというのは非常に問屋への売却が困難でございました。そこで1kg当たり単価を100円に設定したということでございます。

要は市内の小中学校を1日ですべて資源組合が車1台で循環して180kgのペットボトルを集めたということを仮定しますと、おおよそ約半日で1万8千円の経費が当時考えられました。経費でほぼ180kgのペットボトルを集めるという仮定の元で1万8千円を180kgで除した100円、こういった単位が出てきたものでございます。

平成8年度から平成10年度に5円に増額をし、平成20年度には今度は減額をしている。これは市況の変動に応じて変えているのですけれども、どうしても前回の3月17日に説明しましたように、市況というのは日々変化します。そこで過去5年間の経緯とか現在の経緯を比較してどうかということで単価を変えているので、市況に連動して行うことがかなり難しいものでございます。

例えば平成20年度でございますが、紙類、繊維類、びん類、金属類を1kg当たり1円減額しています。5円だったものが4円と1円下げています。その根拠と申しますのは、先ほど説明したとおり紙類が90%以上を占めておりますので、これが約1円、それからアルミが約9円、市況が上昇をしていました。当時、びん類は横ばい、繊維類については下降の傾向にありました。しかしながらトータルでは90%以上を占めている紙類が約1円上昇していることから、トータルとしてすべての品目を1円減額、つまり単価が減額するという事は市況が上昇しているということでございますので、そのあたり

のご理解をお願いいたします。

それからペットボトルを 100 円から 70 円に減額していますのは、当初はまったく買い手がない、問屋でもまったく扱わなかったものですが、廉価ではあります、売却が可能な状態になりました。そこで 1kg 当たり 30 円減額し、100 円から 70 円に変えたというものでございます。

それでは 1 ページの一番下の 2 行目になります。資源組合への 1kg 当たりの品目別補助金は原則として回収費用と売却代金の差額について交付しており、市況に応じて見直しを行っている。なお、実施団体および資源組合に共通してペットボトルの 1kg 当たりの補助金額が高いのは、軽いわりにかさばるため負担が大きいこと、および資源回収ルートが極端に細く廉価なことによるものである。

こういったものでございます。

次に 3 番 「主な市の回収業者への補助状況」をご説明させていただきます。ここですと一番安いのが富津市、これはすべての品目が 1 円です。佐倉市、印西市、こちらはすべての品目が 2 円です。千葉市では品目ごとによって変わっておりまして、1 円から 13.9 円、ここで布類と書いてありますが、布類というのはほとんど収益にはなりません。人件費や収集運搬費のほうが高くなるぐらいのものです。13.9 円というのは、これは先ほど申しましたとおり市況価格が低いためにその分だけ千葉市では 13.9 円まで見てあげてますよということです。新聞が 1 円ということは例えば 3.7 円の雑誌、雑紙よりも低くても利益が出るでしょという意味です。千葉市は特別にこのようにやっておりますが、他の市につきましてはすべてイコールでやっています。船橋市は特異になっていますので、後でご説明します。

この段階で 1 円から 5 円まで各市がございまして。千葉市の 13.9 円は除きまして。そうすると四街道市とほぼ同じ市は上から成田市、習志野市、八千代市、こちらが現在 5 円、ペットボトルを除いては四街道市と同レベルということになります。それに対しまして佐倉市、富津市、特に富津市は 1 円ということになっております。それぞれ各の市単独事業でございまして、各市の考え方が反映されているというところでございます。

当然ながら他の市もそうなのですが、市況というのは日々動いていますので、単価制といたしますと、かなり後追いで何年か先に合わせていかざるを得ないという弱点があります。先ほど特異だといった船橋市のご説明ですが、船橋市には資源物の行政回収がございせん。廃品回収業者が行政回収の代わりに各ステーションを回って回収をしているというために、あらかじめ必要経費を決めて、売り上げを比較して、その不足分を廃品回収業者に支払うというやり方で他の市とは特異な状況になっています。この点をお含み置き願いたいと思います。以上でございまして。

(質疑応答)

○会 長 なかなか市況を見るのは難しいのですけれど、その都度、それに対応した価格の設定が出来ればいいのですけれど、見通しというのはかなり難しいですね。それに十分気をつけて組合とその辺をうまく相談しながらやっていければいいと思うので

すが。なかなか儲かっているから、利益が出るから、もっと安くてもいいんじゃないかと
か、期間を少し延ばしてもとか、その辺の話し合いが必要かもしれませんので。

ただ今の説明で何かご質問ありましたらお願いします。

補助金の額も、平成8年度から書いてありますけれど、かなり変動しますよね。その
辺の設定というのは非常に難しいと思うのですが、小学校でもやっぱり集まった量が多
ければですね。量が少なければ収集費用が加算していますので。その辺は難しいかも分
かりません。原則としてこういう取り決めが出来れば。

○梅澤委員 前回も質問させていただいたのですけれども、この補助金の算出方法とい
うのはどういうものが基準としてあるのですかね。例えばリサイクルの値段がこれくら
いで、経費がこのくらいでこうだというひとつの算出する基準というのを市では決めて
あって、それに基づいてこの補助金の業者との間の取り決めをしていると思うのです
がね。いかがでしょうか。

○浜口主幹 具体的な算定数値を持っているわけではございません。例えば平成20年
度に1円減額をしておりますのは、先ほど、申しあげました過去5年間の市況と最近の
市況と平成20年度でございますが、すべての品目が同じように連動して動くことはあ
りえません。90%以上を占める紙類が1円上昇していた。アルミ缶も9円上昇していた。
ただし、びん類は横ばいだった。繊維類は下落の傾向にあった。そういったものを総合
的に勘案いたしまして1円を上げたということでございます。当然、その段階では資源
組合とのお話し合いを済ませて行っている。前回の3月17日にもご説明したとおり日々
変動しているものでございますので、その都度チェックをして、その1年間を決めると
いうのは難しいということでございます。

○梅澤委員 当然、市況というのは変動するわけでいいのですけれども、上がったから
1円どうしますよ、こうしますよということではなくて、値段を決めたときの基準とい
うのは、どういう形で決めたのかなということが聞きたいのです。

○浜口主幹 前回ご説明したのですが、そのときの価格によって決めることは出来ませ
ん。変動します。過去5年間の変動の推移を見て、現在の推移の状況を見て、総合
的に勘案することしか出来ません。数値として表わせないものですから。前回と同じ
回答となって大変恐縮なのですが。

○会 長 前回3月17日の資料によりますとかなり金額が変動していますので、その
辺りは長い期間で見ていくのですかね。長い目で推移を見て。でも短期間でその辺を見
通すというのは難しいのだろうと思うのですが、それはやっぱりこの金額で行こうとい
う考え方がね。それが難しいかもしれませんが、それはそういう形で、方法でこうなっ
ているというのが分かれば非常にいいわけですが。

○梅澤委員 私が言っているのは1円上がった2円上がったということではないのです。最初に取り決めた価格というのは何かひとつの基準があるからこそ価格の設定が出来る。そう決めたことをどういう形で決めたのかなど。それで例えば市況は上がったり下がったりがあると思うのだけれど。最初にスタートするときに決められて、それから何年間かのデータを見て、こういう動きがあるからこのくらいで設定して、22年度はこれくらいの値段で業者にお願ひしよう。23年度はこうしようという形に、プラスしたりマイナスしたりして決めていらっしゃるのだと思うのですよ。スタートした時点はどういう形でその価格というものを設定されたのかを聞きたいなということを私は質問しているわけなのですけれど。

○浜口主幹 平成8年度に補助金を単価方式に変えてございます。それまでは違った方式で行っておりました。そこで単価方式に決めた際に、各市町村の状況、それから資源組合との話し合い、そういったものを踏まえて、当時の単価の動き、そういったところから先ほど説明したように勘案して決めたと考えています。ひとつの数値があるわけじゃありませんので、初めて設けたときでも総合的に勘案して決めているということしかお答えできません。

○会 長 基本的には今の市況がベースになりますよね。やっぱり紙なんかは何円、ペットボトル、アルミ缶はいくらと。他市との比較であんまり極端に利益が出るからもう出さなくてもいいとも決められませんので。さっき話がありました小学校を回って半日で1万8千円も経費が掛かるようだ。それはkg数によって100円ということになれば、おおよそそのベースかなということが推定できますよね。基本的にはそういう長い検討の中で、他市との比較で決めていかないと難しいかもしれませんね。

○浜口主幹 私がご説明したのは委員の方からご質問を受けて説明をしたのですけれど、骨子3のところでも書いていたのですが、これまでそういった勘案をしつつ進めてきた。つまり単価方式で行くとかなり厳しいことがある。要は資源組合で回収していただいているのですが、その収益と損出を明確に把握することが難しいという状況にありました。それと更に整合的かつ合理的な制度になるように検討しなければいけないだろうということなのです。今まで当然、勘案してきたのですけれど、もっと理論的にあるいは整合的に行う方式はないかどうかそういったところを今後検討していきたいということで、この骨子の1, 2, 3にまとめさせていただいたということをご理解をお願いしたいと思います。

○会 長 分かりました。ここに(1)にありました原則としてどうするかということですね。値段の決め方をですね。回収費用も掛かる、それから売上代金も分かっているわけですから、ある程度はですね。それに市況の関係がある。そういう決め方で、今後、この金額を叩き台としていいのかどうかということですね。そういうのを、諮問を受けて答申しないといけないということになるわけですが。

安くなったから補助金を増やすとか簡単に決められませんのでね。基本的な考え方をここに書いて、あと推移をみてということでもいいのかどうかですね。組合の人件費も変わってきますので、売り上げ単価も変わってくるわけですから、それをどう織り込んでいくかということになるかもしれません。

○篠崎委員 船橋市は独特の方式だといま説明を受けたのですが、これと四街道市の金額的比較をした場合、逆に四街道のほうが高いような気がするのですが、その辺り、市としてどのように評価しているか伺いたいのですけど。

○浜口主幹 2ページの3の表を見ていただきたいのですが、どれだけの補助金の総額がということなのですが、先ほどご説明したとおり四街道市の金額がございまして。それに比べて船橋市の桁が全然違います。例えば船橋市と千葉市を比較してください。千葉市は当然船橋市より人口がかなり多いのですが、一桁違います。船橋市はどれだけのお金を掛けているかということが一目瞭然でございまして。千葉市と船橋市と比較するだけでも千葉市の3倍掛かっています。船橋市がそういった回収業者に払っているお金が相当なものだということが如実にお分かりだと思います。

○会 長 年間を通して5,000万円以上の補助を出しているというのは対象も多いのだろうと思うのですがね。

○篠崎委員 船橋市のほうは行政回収をしていないというお話ですね。そうすると四街道市の行政回収と集団回収、この経費は1億4000万円ぐらい出すのではないかと思うのですが、船橋市と比較して見ると船橋市のほうが安くなっちゃうと思うのですが、私の計算違いですかね。

○浜口主幹 船橋市の場合にはここに回収業者への補助状況と書かれているのですが、なおかつ、区・自治会等にも補助を出しております。この数字はあくまでも回収業者への補助ということでございまして。船橋市は集団回収という概念が、他のところの集団回収の概念と異なっております。他のところの集団回収というのは行政回収があって集団回収がある。

それをどれくらいの割合にするかは違いますが、船橋市は行政回収は全くない。その行政回収を、四街道市の行政回収とはまた違った意味での集団回収という名前の下に区・自治会にも補助金を出し、回収業者にも補助金を出し、特異な例と言ったのは、そういった意味なので、その辺は比較にならないものですから、特異な例をここに outsizing させていただいて恐縮なのですが。

○中村委員 確認だけさせていただきます。骨子3のところなのですが、そこに書いてある今後のいわゆる補助金というのは事務費という形が基準ということで考えてもいいのですか。補助金の性格というか、定義、金額の充当部分、ここにある事務費

ということが大きくクローズアップされるのですけれど、違うのですか。

○**本田課長** 今のご質問ですが、先ほど3番の骨子の説明のときに、資源組合というのはどういった組合であるかの説明がありましたが、13の事業者がありますが、直接再資源化事業に関わっている集団回収の組合のメンバーは11事業者、それを束ねる組合だということで、その事務費分とそれから個々の事業者さんが活動を安定的に続けていただくためにという2つの観点から、その組合への補助金を算出するということがひとつの考え方としてあるのではないかと。そういったことも含めまして、事務費だけに充てるということではなくて、この集団回収、皆さまが集めていただいたものが、集まっただけでは駄目で、それをリサイクルのルートに乗せなければ完了しないわけですね。完了するために、それを継続的安定的にやっていただくための補助金という意味合いですので、事務費とその事業の安定化という観点から新しい補助のあり方というものを検討していったらいかがではないでしょうかということで、骨子に書かせていただいております。

○**会 長** ただ今の本田課長の説明でいろいろな経緯を勘案しないといけないということもありまして、補助金の出し方で、考え方としていいかどうかということですね。奨励する意味も多少あると思いますね。集団回収も、組合を通じていろいろな経費が掛かって、それをどうするかということもありますが、意欲が無いとなかなか量的に流れが出来てきませんのでね。

○**梅澤委員** ペットボトルで気になるのですけれど、四街道市は70円ということになっていますけれども、これは例がないので他の成田市はありますが、それ以外のところはどのくらいでこのペットボトルの回収補助金を出しているのですか。

○**浜口主幹** この3の「主な市の回収業者への補助金の補助状況」、この品目、これは100%です。ですので、ここに書かれていないということはありません。成田市はペットボトルはやっていますが、他の市はやっていないということです。

○**梅澤委員** やっていないということですか。そういうことですか。分かりました。

○**会 長** 値段の高い資源となるものは目をつけて、売り先を見つけるというのは、集団回収でやるわけですがけれども。

○**松本委員** 新聞紙なども回収業者が決まっています、こういった単価が載せてあるということは、おおよそ量的なものは確認できているのですね。例えばトン数とか、その市内の新聞店から配られる新聞紙ですね。その数量をどのくらいの比率でどうするのか、回収出来ているのかその辺をお伺いしたいのですけれど。

○浜口主幹 新聞販売店で自主的に回収しているものについては全く把握してございません。あくまでも集団回収を事業として、新聞紙が全体の90%以上を占めるとか、そういったものは把握しておりますが、集団回収以外のところで行っている廃品回収業者が通常の業務で行っているものとか、それから先ほど言った新聞販売店で自主的に回収しているとか、いろいろなパターンがございますが、そういったいくつかのパターンについては民間業でございますので、私どもとしては把握してはございません。

○会 長 新聞販売店はやっぱり市内で、各家庭で扱う量が違ってきて、それはまた店でもやっているものですから、それに売り残りもありますよね。それでなかなか推定は難しいのかなと。

○奥山委員 新聞社のほうで回収しているのですよ。

○会 長 残った分はみんな束ねて販売店が持っていつているわけですね。他にご質問がありましたら。

○青柳副会長 回収の費用ですね。ペットボトルの値段が目立つわけですがけれども、これについてはごみを出す側としても出来るだけ協力しないといけないという気がしております。私はペットボトルを出すときには良く洗って、それから潰して出しますけれども、その先ですが、たとえ多くの人がそういうことをやっても、集めて再度洗浄しなければいけないのかもしれないし、それからそのためには機械で洗浄するわけでしょうから潰してあると返って不便ではないかという気がしないでもありません。加工したり切ったりしては駄目だといわれているのも再洗浄するという便を考えてのことかというふうに思うのですが、そういう意味で洗うということがどの程度役に立っているのか、その回収した後のプロセスですね。それにおいてどういったことを考えたら多少とも役に立つのか、その辺りを行政回収の場合も、それから資源組合からも聞かせていただければと思います。

○浜口主幹 確かに行政回収を行っているものについて、私は直接の担当ではないのであまり詳しいことは言えませんけれども、ボトルキャップとペットボトルを分けて、ペットボトルは洗浄して、なるべく潰して出してください、ということでやっています。当然ながらそれをまた問屋を通して工場に行ったときに、更にそれが圧縮されて、洗浄するというパターンになりますが、圧縮する際に洗浄して圧縮するのではないと聞いております。それを四角いものに圧縮するのですが、その段階ではそのままの状態で行くということらしいです。それが今度工場に行って圧縮されたものをまた分けて、ラベルを外して、洗浄するという行程に行くのですけれども、問屋などに卸す場合、その段階で汚れていると価値が下がるというのは事実です。最終的なリサイクルの中で副会長のおっしゃるとおりだと思うのですけれども、問屋に卸す段階において値段が変わってしまう。現在、四街道市の場合は、集団回収は小中学校16校で行っているのですが、これ

は非常に品質が高いです。小中学校の PTA もそうなのですが、学校に持って来る場合にお子さんや、親御さんがきれいに洗浄して持っていきますので、それを資源組合で問屋に持って行って、廉価にはなりますけれども、そこにはランクがあるのですね。そのランクのトップランクに入っていると聞いております。資源物として売る場合にはその段階でもうランク付けが行われてしまうというのはあるのです。リサイクルの大きな面からいくと、副会長のおっしゃるとおり、また洗浄したりするところがあるのですが、この前段階で資源物としての価値が決まってしまうという部分もございます。

更に言いますと、例えば紙類などでよくホッチキスで止まっている A4 版ぐらいのものでした。私どもではそのホッチキスは必ず外してくださいということをおっしゃいます。これも、問屋に行くとも価値が下がると聞いてはいるのですが、実際リサイクルの場になりますと、その紙をまず洗って溶かすのですが、その段階で、比重でホッチキスの針は下に落ちますので、リサイクル上、なんら問題は生じません。ただし排出段階でホッチキスをとったもののほうが、更なる段階で同じ作業はするのですけれども、そういうふうには聞いております。

○会 長 今、青柳副会長の話はもっと PR しなくてはいけないかなと思っているのですが、集積所を見ていると、洗っていないものもあるし、胴巻きが外れていないものもあるし、キャップも付いたものもある。潰してないからすぐ網が一杯になってしまいますよね。そうすると回収が非常に面倒になる。膨らんでいきますのでね。基本的には本当はプレスしてメーカーに行くまでは潰して、胴回りをとって、キャップを外して、というのが本来住民が出すほうとしてやらないといけないわけですね。そうでないと値段がすぐ違ってきますのでね。工場では破碎しますから比重差で分かれるのですね。キャップは今いろいろ、それだけ利用して売ってワクチン代にする。ボランティアがありますけれども。細かく破碎して比重差で分けますが、そこまで持って行くまでが大変で、値段の変動があるのですよ。市民が守らないといけない。守っていない市民が多いのですね。集積所を見たら直ぐに分かる。それはやっていかないと回収するほうは値段に直ぐ影響がありますから。

古紙もそうですね。ホッチキスは磁石で取れますから、製紙会社で取れますからね。ただ糊付けしているところ、雑誌などは切って出さないと、本来はね。そういう工場の内容を分かっている市民がいればいいのですけれど。他にご質問がありましたら。

○篠崎委員 先ほど船橋市の全額が違うと質問したところ集団回収のものは含まれていないという説明だったのですけれども、船橋市は集団回収を加えても 2 億円弱なのですね。四街道市の 1 億 4 千万円と言うのは、もっと他に船橋市は加えているものがあるのですかね。そうでないと四街道市の人口は 8 万 8 千人、船橋市が 60 万人ぐらいいるのではないかと思うのですね。60 万の人口で 2 億円、9 万の人口で 1 億 4 千万円というのはちょっと理解出来ないのですけれども、もう一度ご説明願いたいのですけれども。

○浜口主幹 船橋市の場合、特異なやり方をやっているとご説明したのですが、資料 No.3 の 2 ページですけれども、回収業者への補助がこの金額で、実施団体への補助がこの金額。ただし実施団体というのは区・自治会だとかという話をしたのですが、要は行政の集積所に自治会などが回収物を出して、それを業者が持っていく。必要経費と売上げ金額の差額分を出している。要は委託ではない。四街道市の場合は委託でございますので、日当がどれだけ掛かって、どれだけの収集運搬費が掛かって、どれだけの車両が必要で、その車両は何トン車でということで、全部を合わせて 100%です。ただここでいう船橋市の回収業者の補助状況は必要経費と売上金とを比較して、その不足分をあげているということなので、業として行なっている部分についての不足分を出しているということなのです。四街道市は 100%委託ですので、ちょっと考え方が違う特異なやり方なので、100%委託の四街道市委託費とこの差額分を出すという船橋市の特異なやり方とを比較することは難しいということです。なおかつ集団回収と言いながらも自治会での補助金を出したり、いろいろなことをやっていると。それから缶・びんについてはまた別のやり方でやっている。いろいろな特異なやり方がありますので、ちょっと四街道市と比較するのは難しいだろうと思います。ただ特異なやり方であってもこういういったところがありますよと例示をしたということでご理解いただきたいと思います。

○鶴澤環境経済部長 缶・びんは別ですので、行政側は缶・びんの経費はまた別に扱っています。

○篠崎委員 全てが入っていないと単純に比較は出来ないと思いますけれど、この数字だけを見た場合にあまりにも人口規模と経費とのギャップが大きかったものですね。

○本田課長 比較で、先ほどの篠崎委員のほうから四街道市は集団回収と行政回収を含めて 1 億 4 千万円ぐらいあります。船橋市は両方を入れて 1 億 9 千万円で、四街道市の場合には、ひとつにはびん・缶・ペットボトルの行政回収に経費が含まれていますよ。ただ船橋市がどのくらいびん・缶・ペットボトルの行政回収があるのか分かりませんが、そういったものに経費を掛けているか、私どもは数字は把握しておりませんが、それを加算した場合に四街道市の人口規模でどうなのかというところは出てくると思うのですが、こういった考え方というか、この数字が積み上がっていったかというのは、私どもはデータを持っておりませんが何とも申し上げられないので、そういった点だけでご了解いただければと思います。

○会 長 比較のために、各市網羅的に載っているものですから。

○梅澤委員 比較という話が出たのでお聞きしたいと思うのは、人口的にいくと印西市と四街道市の人口は大差がないと思うのですよね。そうしたときに資料 1 の 2 ページに

印西市が回収業者に補助金を出したのは360万円くらいですね。四街道市の行政回収に出されたのは1億2千800万円ですか。

○梅澤委員 印西市が1千200万円ですね。人口はそれほどに違いは無いと思うんですけど。

○浜口主幹 補助金と事業費は比較が出来ないのです。

○梅澤委員 これは事業費ですか。補助金とは違うのですね。事業額となっていますね。大変失礼しました。そうすると逆に四街道市はどのくらいになるのですか。

○本田課長 今の梅澤委員のご質問ですが、集団回収の実施団体への補助金が印西市では約1千200万円、四街道市の場合には資料No.2の比較表「集団回収と行政回収の比較表」の中で概要というところで一番上の行なのですが、集団回収の補助金が実施団体と合わせて1千100万円くらいですね、四街道市の場合。ですので、1千100万円と印西市のこれは実施団体だけで1千200万円ですか、それに事業者が360万円くらいありますので、1千500万円くらいですね。四街道市は両方併せまして1千100円万くらい。実施団体と事業者への補助金、両方で四街道市の場合には1千100万円余りですが、印西市ですとトータルで1千500万円くらいになっております。

○浜口主幹 印西市は2年で3,646,692円、四街道市と人口は同じなので、四街道市の人口から見ると、四街道市の資源組合に対する補助金の交付額は相当高いのではないかというご主旨だと思うのですが、そのことにつきましては、ご説明しましたとおり市の単独事業でそれぞれ行っておりますので、印西市の場合には回収業者に経費を払っているのですが、資料のNo.3の2で今、本田課長より説明したとおり、ここでは四街道市よりも高く実施団体へ払っている。それぞれ各市によってやり方が違っています。確かに回収業者へは印西市は1kg当たり2円払っていますが、実施団体には四街道市よりは1円高い5円を払っている。このように各市まちまちなやり方がございますので、トータルでみると比較は出来るのでしょうかけれども、資源組合だけでのものを見ると、おおよそ見えてくるような状況でございます。

○梅澤委員 分かりました。

○会 長 資料4にありますように資源組合への補助金のあり方の考え方ですね。こういう内容で答申していいかどうかという部分がありますね。それが原則として回収費用と売却代金の差額という考え方が1, 2, 3に書いてありますので、こういう内容が答申として妥当かどうか、今、質疑応答していますので、そういう営業活動でやるわけですから必ずいろいろな事務費も掛かりますので、そういう点を加味して補助金交付のやり方を答申しなければいけないわけです。他にご質問ありますでしょうか。

よろしければ、いろいろな各委員のご意見が出ましたので、これを叩き台として次回まとめて事務局と相談しまして、また提示出来るように準備します。よろしゅうございますか。

[はい]

○議 長 ではそういうことで進めさせていただきますので、後は事務局と相談しまして、またご通知申し上げたいと思います。今日は長時間ありがとうございました。